

伊達市監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、伊達市長から措置を講じた旨の通知があったので、当該通知にかかる事項を下記のとおり公表する。

記

財政援助団体等監査に係る監査結果に基づく措置状況報告

令和4年10月13日

伊達市監査委員 山下 茂

伊達市監査委員 山田 勇

掲載満了日 令和4年10月19日



伊 総 号

令和4年9月26日

伊達市監査委員 山 下 茂 様
伊達市監査委員 山 田 勇 様

伊達市長 菊 谷 秀 吉

財政援助団体等監査結果に伴う措置通知の提出について（回答）

令和4年8月24日付伊監第35号にて回答依頼のありました標記の件について、別添のとおり回答いたします。

監査結果に基づく措置通知

監査区分	監査対象部局	指摘（要望）事項	措置内容
令和4年度 財政援助団体等監査	総務部 自治振興室	所管部課 各施設の利用料金については、伊達市コミュニティセンター条例第9条第2項により指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとされているが、東地区および有珠地区コミュニティセンターにおいて、収納されていた個人利用料金について、承認の手続きがされていなかった。	個人料金については、東地区、有珠地区コミュニティセンター運営協議会と協議し、基本協定の一部を変更し締結することといたしました。今後は利用料金に変更がある場合、速やかに提出を求め承認是非を検討して手続きをして参ります。